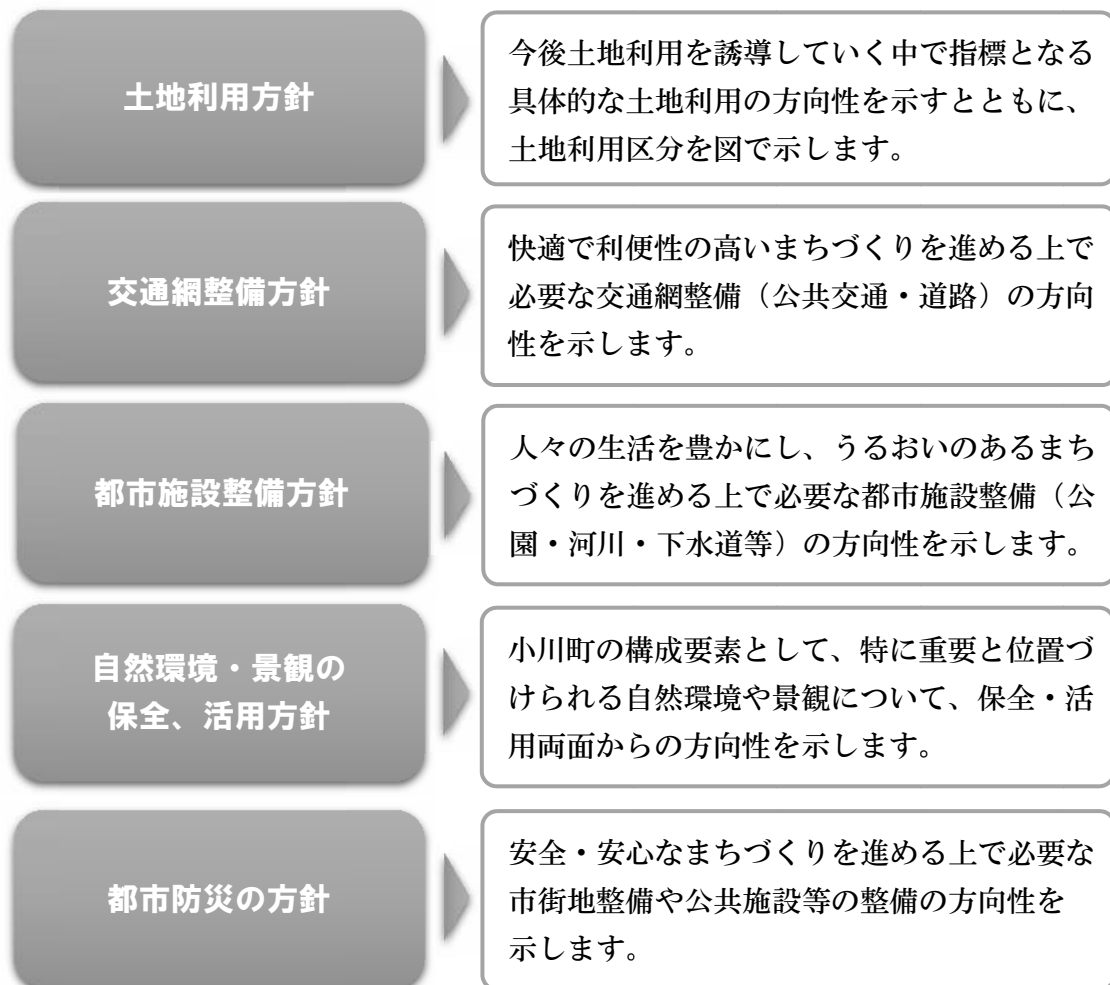


3 章 分野別方針（全体構想）

分野別方針では、現状の土地利用やあるべき姿とのバランスを考えながら、小川町全体の土地利用の方向性を示し、また都市の機能向上を目的とした道路・公園・下水道等都市基盤の整備方針、そして町全体から見た景観や自然環境についての保全活用方針を示します。

(分野別方針の内容)



(1) 区域区分ごとの方針

①市街化区域

- 市街化区域では、今後も暮らしの質を高めるための都市基盤整備を計画的に実施し、安全で快適に過ごせる都市を形成します。また、これまでに面的な都市基盤整備が実施され、良好な市街地環境が形成されているみどりが丘団地等の郊外市街地は、既存の都市基盤ストックを活かし、継続的に居住を促進します。新たな市街地開発事業等については、社会経済情勢や本町の財政状況を勘案しつつ、必要性や実現性などについて検討します。
- 一方で、用途地域や地区計画等の規制誘導手法を効果的に活用し、防災上の問題を有する地域や住工混在地域の環境改善等を図るとともに、立地適正化計画に基づく都市機能・居住誘導等により、駅周辺などにおける都市機能の適切な立地を進めるなど、質の高い環境形成に努めます。

②市街化調整区域

- 市街化調整区域については、今後も市街化の抑制を基本としますが、総合振興計画等に基づき、本町の活力を高めるための工業・流通系土地利用や沿道系土地利用が図れる区域においては、農政関係部局などと調整し、新たな施設の立地誘導を検討します。
- また、住居系市街地の形成は、原則的に抑制していきます。

(2) 土地利用方針

①街なか複合市街地

- 商業・医療・行政施設等の多様な機能が集積する小川町駅周辺は、集積する都市機能を活かした街なか居住の促進や、南口の再整備、北側未利用地の有効利用を始めとする活性化に向けた取組を総合的に推進し、町の中心地としてふさわしい、町民が歩いて暮らせる利便性の高い複合市街地の形成を目指します。
- また、観光案内所の充実や安全・快適に移動できる環境整備など、観光客の利用やPRも念頭に置き、活性化に向けた取組を推進します。

②沿道複合市街地

- 市街化区域内の公共交通軸（バス）沿線においては、日常生活の利便性向上に資する医療・商業・福祉等の施設や事務所などの立地誘導とともに居住を促進し、魅力ある沿道空間形成を目指します。

③低中密度住宅地

■都市基盤が整備され、良好な住環境を有しているみどりが丘、東小川地区等の住宅地では、道路、公園などの施設について、適切な維持管理による長寿命化を図り、引き続き安全で緑豊かな住環境形成に努めます。また、住宅団地として整備された都市基盤を有効に活用するといった観点から、未利用地における土地利用や空き家の有効利用を促進します。

④一般住宅地

■複合市街地や低中密度住宅地以外の既存の住宅地では、道路や公園等の必要な都市基盤整備を推進し、安全性の高い市街地形成を目指します。また、地域において形成されたコミュニティや整備された都市基盤を有効に活用するといった観点から、未利用地における土地利用や空き家の有効利用を促進します。

⑤工業・流通系用地

■既存の工業地域については、引き続き企業誘致に努めるとともに、良好な操業環境の維持を図ります。

⑥住工共存地

■和紙等の伝統産業の継承の場にもなっている準工業地域を中心としたエリアでは、工場の操業環境と住環境の双方に配慮した住工共存型の土地利用を形成します。なお、工業系土地利用から住居系土地利用への転換が進んでいる地域においては、周辺の土地利用状況を考慮しつつ、必要に応じて住居系用途地域への変更を行います。

⑦工業・流通系土地利用検討地

■主要な幹線道路沿道等においては、まちの活力を高め、雇用創出にもつながる新たな工業・流通系用地の整備及び施設立地誘導を検討します。

⑧沿道系土地利用検討地

■町の骨格を形成する主要な幹線道路（国道 254 号バイパス、環状 1 号線、県道本田小川線バイパス等）の沿道は、自動車利用に対応した日常生活の利便性向上に資する施設などの立地誘導を促進し、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

⑨レクリエーション用地

■ゴルフ場や総合運動場として利用されている区域は、町民の身近なレクリエーションの場となる交流空間としての利用促進を図るとともに、周辺の自然環境との調和に努めます。

⑩文教系用地

- 大学等の教育施設や研究機関等の立地誘導に努め、良好な文教地域の形成を目指します。

⑪農地・集落地

- 一団の集落が存在する区域では、必要な生活基盤の整備により良好な集落環境の形成を図るとともに、優良農地や積極的な営農が行われている農地の保全に努めます。また、これらの集落環境の維持や有効活用といった観点から、空き家の有効利用を促進します。

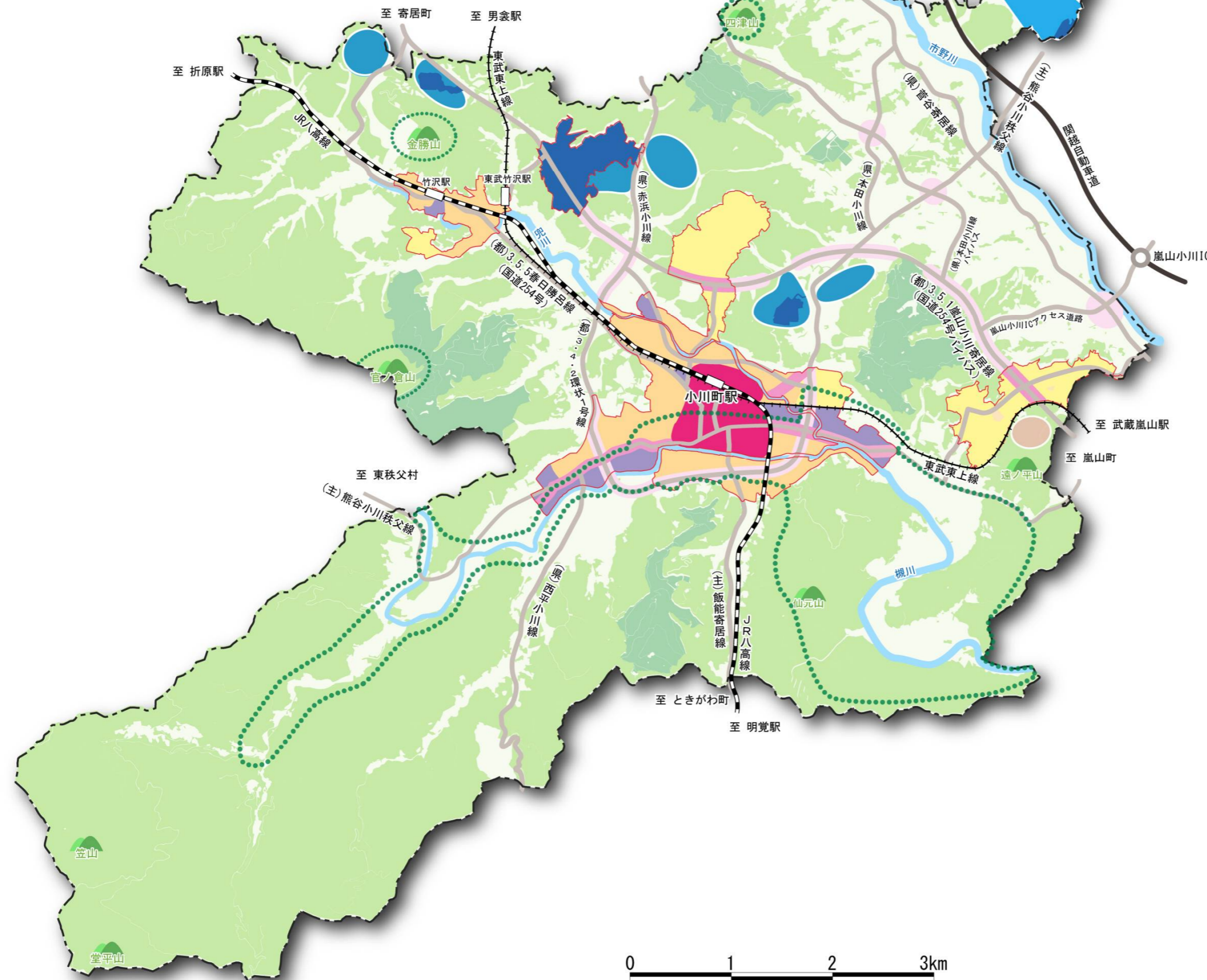
⑫保全森林

- 山林は、町の良好な自然景観や環境を形成する重要な要素としてのみならず、林業に必要な資源でもあるため、保全に努めるとともに、里山については人と自然のふれあいの場・交流の場として活用します。

⑬観光・交流ゾーン

- 和紙や酒蔵等の小川町の伝統的産業資源や、埼玉伝統工芸会館等の文化資源、槻川や仙元山等の自然資源が集積する区域は、多くの町民及び観光客が訪れ、賑わう観光・交流の拠点形成を図ります。
- 各資源の魅力向上と、資源間のネットワーク化等により、町民及び観光客が回遊しながら清流・伝統産業・自然資源等を感じられる、憩いと交流の空間形成に努めます。

土地利用方針図



凡 例	
	街なか複合市街地
	沿道複合市街地
	低中密度住宅地
	一般住宅地
	工業・流通系用地
	住工共存地
	工業・流通系土地利用検討地
	沿道系土地利用検討地
	レクリエーション用地
	文教系用地
	農地・集落地
	保全森林
	観光・交流ゾーン
	市街化区域
	幹線道路
	河川

(1) 道路の整備方針

①都市間連絡道路網の整備

- 都市の骨格軸形成と市街地内の通過交通減少に向けて、(都)環状1号線の早期整備を推進します。
- 本町と周辺町村とを結ぶ機能を担う以下の都市間連絡道路は、快適な移動空間の確立と歩行者の安全性を満たした道路整備を推進します。
 - ・国道254号
 - ・(主)飯能寄居線
 - ・(県)西平小川線
 - ・国道254号バイパス
 - ・(県)赤浜小川線
 - ・(県)本田小川線
 - ・(主)熊谷小川秩父線
 - ・(県)菅谷寄居線
- 関越自動車道嵐山小川ICから国道254号バイパスまで整備済みのインターチェンジアクセス道路は、さらなる利便性向上・沿道における土地利用の促進に向けて、市街地までを結ぶ区間の延伸整備を検討します。

②地域間連絡道路網の整備

- (都)小川停車場線は、本町の中心的な商業軸として、より魅力的な商業空間形成を目指し、歩行者空間の拡充や広場的機能を持つ街路空間として道路と建造物の一体的な空間整備を推進します。
- (都)池田角山線は、小川町駅北口開設及び駅周辺整備と合わせて、小川町駅北側地域を支える道路として整備を推進します。
- (都)駅西通り線は、(都)大塚角山線とともに鉄道の南北地域間をつなぐ役割を担う道路として整備を推進します。

③都市計画道路の見直し検討

- 町全体の道路網整備の進捗状況に応じて、都市計画道路のあり方を再検討します。

④生活道路の整備

- 安全で快適な生活空間を創出するため、地域の実情を踏まえた生活道路整備に努めます。

⑤安全で快適な歩行者空間の整備

- 小川町駅周辺中心拠点、各地域拠点、公共交通軸上のバス停留所周辺においては、安全で快適な通行空間の確保に向けて、歩道や街路樹等の整備を推進します。
- 小川町駅周辺においては、バリアフリー重点整備地区の歩道等の整備に努めます。

⑥交流ネットワークの形成

- 遊歩道等をまちづくりの拠点と結び、街なかを結ぶ散策やサイクリングが楽しめる道づくりを目指します。

(2) 公共交通の整備方針

①公共交通空白地域の解消

- 人口分布や地形条件等の様々な理由から既存の鉄道及び路線バスが確保されていない公共交通空白地域の解消に向けて、小川町地域公共交通網形成計画に基づき、地域の実情を踏まえながら望ましい移動手段を検討します。

②高齢者等の外出を支援する公共交通

- 高齢者等の自由に移動する手段を持たない町民が気軽に外出できる公共交通網を形成し、健康的に暮らせる住環境の創出を目指します。

③公共交通の維持・充実、利用環境の向上

- 既存の鉄道及び路線バスは、町内の公共交通網を構成する軸として維持・充実に図るため、持続的な路線維持とサービス向上を図ります。
- 公共交通の利用促進に向けて、路線バスの待合環境の充実や乗継利便性の向上等に努めます。

④公共交通の結節点である小川町駅の機能充実

- 小川町駅は、鉄道・バス・タクシー等の様々な交通手段間の乗換えが行われる本町の玄関口として周辺整備を図り、利用者の安全性・快適性の向上を目指します。駅南口は、安全性確保に向けた駅前広場の整備に係る検討や、関係機関との協議を行います。
- 駅北側についても、北口開設や駅前広場の整備に係る検討や関係機関との協議を行います。

⑤町の活性化に資する公共交通

- 町の活性化にも資する公共交通網の形成に向けて、商業や観光等との連携による取組を推進します。

⑥公共交通の利用促進に向けたソフト施策の実施

- 公共交通利用に対する町民の意識醸成に向けて、公共交通に関する情報発信や、小中学校・民間事業者等の小さな単位での周知・利用促進の取組等を推進します。

(1) 公園等の整備方針

①まちの魅力及び暮らしの質向上のための公園整備

- 地域の歴史や文化とふれあう場、町民の身近なレクリエーション空間として、八幡台グラウンド周辺を中心とした公園整備を目指します。
- 公園が不足している市街地内においては、まちの魅力及び暮らしの質向上に向けて、町民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、公園やオープンスペース等の整備を推進します。

②小川町のシンボルとなる河川緑地の整備

- 槻川の河川敷は、遊歩道整備やレクリエーション拠点整備等により、河川空間を活用した親水レクリエーションの場づくりを推進します。

③地域の資産を活用した公園整備

- 埼玉伝統工芸会館・仙元山等、地域の特性を活かした公園整備を推進します。

(2) 河川の整備方針

①多自然型河川改修

- 自然災害から人々の生活や財産を守るため、今後も改修整備を促進します。
- 河川を都市の中の貴重な自然と捉え、多様な生物の生息・生育空間とするために多自然型の河川改修を促進します。

②河川敷の活用

- 河川敷を車の通らない人のための安全な道として重視し、遊歩道等の整備を促進します。

③景観の重視

- 河川空間を美しい場とするため、周囲の景観に配慮した河川整備（橋りょう・河川敷の公園及び遊歩道・河川改修等）を推進します。

④河川環境の向上

- 河川にかつての水量を取り戻すため、緑のダムとして水源涵養林の整備を推進します。

(3) 下水道の整備方針

①公共下水道の整備

- 市街化区域において、下水道整備基本計画などに基づき、公共下水道整備を推進します。

②農業集落排水処理施設の維持管理

- 農業集落排水処理施設の整備が完了している奈良梨・上横田、後伊、新川地区において、適切な維持管理を推進します。

③合併処理浄化槽の推奨

- 公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設の整備区域を除いた地域においては、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の設置を促進します。

(4) その他施設の整備方針

①雨水排水施設の整備

- 集中豪雨等の自然災害による家屋浸水を防ぐために、雨水排水施設整備や宅地における雨水流出抑制施設設置を促進します。

②福祉施設の有効活用

- 健康・福祉機能の充実を図るため、総合福祉センターの有効活用を推進します。

③地域の資産を活用した体験の場づくり

- 地域の自然・文化資源を活かした町内のハイキングコースの整備に努め、積極的にハイカーを誘客する中で、コース内の資産を保全・活用し、地域文化の継承と世代間交流を推進します。

(1) 自然環境の保全・活用方針**①山林・河川の保全・活用**

- 本町の大きな特徴である山林・河川等の自然環境は、良好な状態での保全に努めるとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

②環境に優しい低炭素型まちづくり

- 環境に配慮したまちづくりを進めるため、公共交通の充実による自家用車利用の抑制や、太陽光等再生可能エネルギーの積極的な活用、CO₂の吸収源となる緑の確保等、総合的な取組を推進します。
- 特に街なかでは、植樹や緑化の取組による木陰の創出や、屋上緑化・壁面緑化の促進等、ヒートアイランド対策としてより多くの緑の創出を図ります。

(2) 景観形成の方針**①小川町駅周辺における玄関口としての景観形成**

- 駅南口は、歴史ある建造物の保全や植栽の工夫、全体のまちなみと調和した建造物の誘導等により、来訪者に小京都としての魅力を伝える景観形成を目指します。
- 駅北側は、未利用地の有効利用と合わせて、町の玄関口としてふさわしい良好な景観形成を目指します。

②旧街道における歴史的な街並み景観の形成

- 国道 254 号及び(主)熊谷小川秩父線沿道は、点在する歴史的建造物の保全・活用により、歴史的な街並み景観形成を目指します。
- 寺社や指定文化財のほか、近年注目を浴びている旧下里分校等は、地域の歴史を伝承し、観光 PR にもつながる要素として、保全・活用を図ります。

③自然景観の保全

- まちを取り囲む山並みや斜面林、面的な広がりを持つ農地、河川の景観は、まちなみの原風景として積極的な保全を図ります。

④地区計画制度等の活用による良好な景観形成

- 小川町駅周辺等における良好な景観形成の実現に向けては、地区計画制度等の活用を検討します。

①緊急輸送道路及び避難路の整備、沿道や避難場所における不燃・耐震化

- 災害発生時における円滑かつ安全な避難活動を実現するため、緊急輸送道路及び避難路の整備を促進します。
- 緊急輸送道路及び避難路沿道や避難場所となっている建築物の不燃・耐震化を図ります。

②安全性の高い市街地形成と空き家対策

- 住宅が建てこんだ市街地については、緊急車両の通行や緊急時の活動を円滑に行えるよう、建物の建て替えと合わせた道路幅員の確保やオープンスペースの創出に努めます。また、防災・防犯・景観等の様々な面から、空き家の実態把握と対策を行います。

③老朽化した都市基盤施設における安全性の確保

- 公共施設等総合管理計画に基づき老朽化した道路・公園・橋りょう・公共施設等の都市基盤施設の安全確保を計画的に推進します。

④居住誘導による災害に強いまちづくり

- 土砂災害危険箇所等の防災上の危険性があるエリアに一定の住民が居住している本町では、安全性の高い街なかへの居住を誘導するなど、長期的視点のもと土地利用の面からも安全性の高いまちづくりを目指します。